

# 第三次群馬県循環型社会づくり推進計画

群 馬 県

令和3年3月

(令和4年3月変更)

(令和8年3月変更)

# 目次

## 第1章 総論

第1節 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の構成	2

## 第2章 現状及び課題

第1節 循環型社会づくりをめぐる動向	4
1 各種法令の状況	4
（1）循環型社会形成推進基本法	4
（2）廃棄物処理法の改正	5
（3）食品ロス削減推進法	5
（4）バイオマス活用推進基本法	6
（5）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	6
（6）海岸漂着物処理推進法	7
2 国における各種計画・方針等	9
（1）第四次循環型社会形成推進基本計画・第五次循環型社会形成推進基本計画	9
（2）廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	10
（3）プラスチック資源循環戦略	11
（4）食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	11
（5）バイオマス活用推進基本計画	12
（6）海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	12
（7）プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針	12
（8）循環経済ビジョン 2020	13
3 国際的な取組	13
（1）持続可能な開発目標（SDGs）	13
4 群馬県の独自の取組	14
（1）2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」	14
（2）2040年に向けた群馬県の環境の将来像	14
5 その他の動向	15
（1）新型コロナウイルス感染症の拡大	15
第2節 群馬県における循環型社会づくりの現状及び課題	17
1 前計画の目標達成状況	17
（1）一般廃棄物	17

(2) 産業廃棄物	17
(3) バイオマスの活用の推進	18
2 3Rの取組状況	19
(1) 一般廃棄物	19
(2) 産業廃棄物	33
3 廃棄物の適正処理	45
(1) 一般廃棄物	45
(2) 産業廃棄物	47
(3) 不適正処理対策	59
4 食品ロス削減	63
(1) 世界の食品ロスの現状	63
(2) 全国の食品ロスの現状	63
(3) 群馬県の食品ロスの現状	63
5 バイオマスの活用の推進	68
(1) 本県におけるこれまでの取組	68
(2) バイオマス賦存量及び利用量の状況	69
6 リサイクルの推進	72
(1) リサイクル関連法の状況	72
(2) リサイクル関連産業（循環型社会ビジネス）の状況	78
7 災害廃棄物処理対策	81
(1) 災害廃棄物の処理の状況等	81
(2) 災害廃棄物処理体制の構築	82

### 第3章 循環型社会づくりに向けた基本的な考え方

第1節 計画の基本方針	84
1 基本理念	84
2 基本目標	84
第2節 重点施策	86
1 地域循環共生圏形成に向けた取組の推進	86
2 生ごみ等の減量と循環的な利用に向けた取組の推進	86
3 プラスチックごみ対策及び容器包装廃棄物等の資源化の充実	86
4 食品ロスの削減に向けた取組の推進	87
5 ごみ処理の広域化に向けた市町村への支援	87
6 災害発生時における廃棄物の広域的な処理体制の強化	87

### 第4章 県の取組

第1節 廃棄物排出量等の将来推計	88
1 一般廃棄物の将来見込み	88
2 産業廃棄物の将来見込み	89
(1) 排出量の将来見込み	89

(2) 処理量の将来見込み	90
第2節 計画目標	91
1 一般廃棄物の減量化の目標	91
(1) 1人1日当たり排出量	91
(2) 再生利用率	91
(3) 最終処分量	91
(4) 一般廃棄物の減量化に関するその他の目標	94
2 産業廃棄物の減量化の目標	96
(1) 排出量	96
(2) 再生利用率	96
(3) 最終処分量	96
3 廃棄物等の適正処理の目標	97
(1) 産業廃棄物相談員による立入件数	97
(2) 不法投棄早期解決率	97
(3) 市町村土砂条例制定数	97
4 災害廃棄物処理体制の強化の目標	98
5 食品ロス削減の目標	98
(1) 食品ロス発生量	98
(2) ぐんま食品ロス削減推進店（旧食べきり協力店）登録店舗数	99
(3) フードバンクの人口カバー率	99
6 バイオマスの活用の推進の目標	100
7 中間見直しに際しての目標の達成状況	102
第3節 県の施策展開	104
1 5R（3R＋R e f u s e ＋R e s p e c t）の推進	104
(1) 5Rの普及啓発、県民運動等の推進	104
(2) 廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携	105
(3) 生ごみ、紙・布類のごみ等の減量・リサイクル	107
(4) リサイクル関連産業の振興	108
(5) プラスチックごみの削減	109
2 廃棄物等の適正処理の推進	112
(1) 一般廃棄物の適正処理の推進と処理施設の広域化	112
(2) 産業廃棄物の適正処理の推進と処理施設の確保	114
(3) 有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進	116
(4) 不適正処理対策の強化	117
(5) 土砂埋立ての適正化推進	118
(6) 廃棄物に該当しない再生資源物の適正処理の確保（不適正ヤード対策）	118
3 食品ロス削減の推進	120
(1) M O T T A I N A I 運動の推進	120
(2) フードバンク活動等の支援	122
4 バイオマスの活用の推進	124

5	災害廃棄物処理体制の強化	127
(1)	広域的な災害廃棄物処理体制の強化	127
(2)	廃棄物処理施設の強靱化の促進	127

## 第5章 海岸漂着物対策推進

第1節	基本的事項	129
1	海岸漂着物対策推進の背景	129
第2節	群馬県の現状と課題	130
1	河川へのごみ流出状況	130
2	調査結果	131
(1)	河川敷における散乱ごみ調査結果（令和3年度）	131
(2)	河川水中のマイクロプラスチック調査結果（令和3年度～令和6年度）	132
3	本県における課題	136
(1)	発生抑制に関する課題	136
(2)	環境学習・普及啓発に関する課題	136
第3節	発生抑制対策等について	138
1	重点区域	138
2	発生抑制対策	138
(1)	プラスチックごみの削減	138
(2)	5R（3R+R e f u s e +R e s p e c t）の普及啓発、県民運動の推進、リサイクルの推進	140
(3)	廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携	141
3	環境学習	142
(1)	海岸漂着物問題に取り組む人づくり	142
4	普及啓発	143
(1)	海岸漂着物問題への当事者意識の醸成	143
5	目標	145
第4節	関係者の役割分担と相互協力	146
1	関係者の役割分担	146
2	流域県との連携	147
第5節	海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項・その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項	148
1	対策実施上配慮すべき事項等	148
(1)	モニタリングの実施	148
(2)	災害等の緊急時における対応	148
(3)	地域住民、民間団体等の参画と情報提供	148

## 第6章 計画の推進

第1節 各主体の役割	149
1 県民	149
2 市民活動団体等、大学・研究機関等	150
3 事業者（製造業、小売業等）	151
4 廃棄物処理業者・リサイクル業者	151
5 市町村	151
第2節 計画の推進と進行管理	153
1 推進体制	153
2 進行管理	153
（1）目標達成に向けた進捗状況の把握	153
（2）進行管理	153
（3）計画の見直し	154

## 資料編

群馬県環境審議会 委員	資料-1
群馬県循環型社会づくり推進県民会議 委員	資料-4
群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会 委員	
第三次群馬県循環型社会づくり推進計画 策定・変更の経緯	資料-6
用語の定義	資料-8
用語集	資料-13

## コラム

1 サークュラーエコノミー	16
2 スウェーデンの取組～ごみをエネルギーに～	44
3 ごみ“0（ゼロ）” 上勝町のゼロ・ウェイスト運動	62
4 京都市におけるごみ削減に向けた取組	67
5 県内市町村の取組 環境共通袋・翻訳機の配布	83

## 凡例

- 計画で用いる基本的な用語の定義については、巻末の「用語の定義」中に説明があります。
- 計画本文中、※を付した用語については、巻末の「用語集」に説明があります。
- 端数処理の都合上、図表中の各項目の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。